

施策

2

身近な緑の育成

主管部長(課) 土木部長(管理課)
関係部長(課) 土木部長(道路課、河川公園課、
施設保全課)、教育委員会事務局
次長(学校施設課)

1 施策が目指す江東区の姿

区民の緑に対する愛着と、緑を守り育てる心が育まれ、緑の中の都市「CITY IN THE GREEN」が実現されています。

2 施策を実現するための取り組み

①公共施設の緑化	地域が一体となって、公園や、小学校にある校庭の芝生化を推進します。また、公共施設での屋上緑化や壁面緑化を進めます。
②歩行者が快適さを感じる道路緑化	街路樹を増やすとともに、シンボル的な並木道等を整備します。また、地域と連携して街路樹の維持管理を行います。
③区民・事業者・区による緑化推進	区民・事業者に対する緑化指導を推進するとともに、屋上(壁面)緑化と生垣に対する助成制度の充実と普及を図ります。さらに、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none">公園や小学校の芝生化が始まる。H21.10「江東区みどりの条例施行規則」改正H18.12「10年後の東京の姿」で街路樹倍増を掲げる。H19.6「緑の東京10年プロジェクト」策定。(東京都)H20年度東京都第五建設事務所と本区で街路樹充実連絡会設置H22.7「江東区内における街路樹充実計画」策定H24.4「江東区みどりのまちなみ緑化助成要綱」改正H24.7「江東区CIG(※)ビジョン」策定 <p>※CIG : CITY IN THE GREENの略</p>	<ul style="list-style-type: none">公共施設における緑や緑化指導、助成制度による緑が増加し、街路樹や土地の歴史・文化を伝える緑が連携して緑の街並が形成される。沿線の土地利用や区民生活と調和した緑の増量植栽水準のレベルアップ都と連携し都区道「みどりのネットワーク」の形成様々な主体が参画・協働するみどりづくりが進む。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none">生活に身近な緑や大きな樹木、学校の緑の増加を望む声が多い。道路に、ふれあい・やすらぎを求める区民ニーズが拡がる。道路に木陰や緑花を求める声の増加環境、エコへのライフスタイルの変化	<ul style="list-style-type: none">道路沿いや公共施設などの緑が育ち、区民自らが身近な緑に主体的に関わり、緑の維持管理に協働して取り組んでいく。街路樹に対する関心の高まり、適切な街路樹の維持管理が求められる。江東区長期計画に基づく区全体における緑化施策の横断的・総合的展開と住民主体の新たな緑化施策を実施する。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標	単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
6 緑被率	%	16.68 (17年度)	—	—	19.93			18.77	管理課
7 区立施設における新たな緑化面積	m ²	—	2,341	8,830	2,585			—	管理課
8 街路樹本数	本	8,998 (20年度)	9,683	10,579	12,276			13,500	道路課
9 区民・事業者による新たな緑化面積	m ²	—	38.801	63,213	194,378			—	管理課

5 施策コストの状況

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算	
トータルコスト	321,187千円	299,050千円	293,314千円	0千円	
事業費	236,721千円	220,357千円	219,344千円		
人件費	84,466千円	78,693千円	73,970千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆平成23年度より順次実行している公共施設緑化事業（道路の隙間、河川護岸）では、植栽した植物の順調な生育が確認できるが、繁茂するまでにはまだ年数がかかるため維持管理レベルを保つ必要がある。◆平成23年度より開始したみどりのコミュニティ講座は平成24年度まで計7地区で開催した。平成24年度より開始したベランダ緑化運営委託と併せ、現地での成果を把握するとともに参加者間の連携を強化して、区民が主体的に緑化を進める仕組みへと誘導する必要がある。◆校庭の芝生化は、小学校15校、中学校1校で実施している。芝生の維持管理は、養生期間中の校庭の使用制限や定期的な芝刈りなど、学校側の協力が必要である。また、専門的知識も要するため、行政・学校・業者との連携を図りながら維持管理しなければならない。芝刈りは、学校と地域のコミュニティの醸成を図ることを目的に、保護者や地域への働きかけも求められる。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆江東区長期計画に基づき、民有地・公有地緑化の新たな制度や仕組みを作る。既存の緑化事業に加え、C I G関連事業を推進し、みどりを介したコミュニティの形成や区民が参画したみどりのまちづくりができるよう様々な誘導策を実施する。その中で、民有地緑化を推進するための新たな助成制度や顕彰制度の導入を検討し、民有地緑化の推進にインセンティブを与える。◆校庭の芝生化については、各学校の諸条件を勘案し、芝生の生育に適した範囲等において整備を推進していく。また、新築・改築する校舎等については、屋上・壁面緑化も検討し進めていく。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 2 身近な緑の育成

主管部長(課) 土木部長(管理課)
関係部長(課) 土木部長(道路課、河川公園
課、施設保全課)、教育委員会
事務局次長(学校施設課)

行政評価(二次評価)結果

【平成23年度】

- ・公共施設の緑化及び街路樹の整備については、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図るとともに、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。【土木部・教育委員会事務局】
- ・緑化の推進にあたっては、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。【土木部・教育委員会事務局】
- ・緑化の推進にあたっては、緑の量のみならず質にも配慮し、また、目指すべき目標を明確にする。【土木部・教育委員会事務局】
- ・今後一層の緑化を推進するため、区民等が所有する建築物や敷地における緑化推進の有効な方策について検討する。【土木部】

【平成24年度】

- ・公共施設の緑化及び街路樹の整備については、長期計画に掲げた整備計画の着実な実施を図るとともに、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理にわたるライフサイクルコストを十分検討し、コストの縮減に取り組む。【土木部・教育委員会事務局】
- ・24年7月に策定したCIGビジョンの実現に向けて、長期的視点に立った施策の構築に取り組むとともに、目的・効果を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討する。【土木部・教育委員会事務局】
- ・さらなる緑化の推進のため、区民等が所有する建築物や敷地における緑化推進の有効な方策について検討する。【土木部】
- ・緑化の推進にあたっては、緑の量のみならず質にも配慮し、また、目指すべき目標を明確にする。【土木部・教育委員会事務局】

これまでの取り組み状況		
<p>① 公共施設の緑化及び街路樹の整備について</p>		
取り組み	<p>校庭の芝生化については、基本的に大規模改修工事に合わせて芝生化を実施し、学校や業者と連携をとり維持管理している。芝の質や面積については、学校の特性や使用頻度を考慮し設計している。</p> <p>街路樹については、道路の新設や改修、街路樹充実計画により整備する。樹木の特性も考慮に入れた樹種の選定を行うことや、計画的な剪定等により、維持管理コストの減少を図っている。</p> <p>長期計画に掲げる「道路隙間緑化」や「河川護岸緑化」は、計画に基づき段階的に取り組んでいる。</p>	
	<p>【新たな取り組みを行った事業】</p>	
<p>② CIGビジョンの実現に向けた施策の構築と既存事業の整理・見直しについて</p>		
取り組み	<p>「長期計画」及び「みどりと自然の基本計画」をもとに、「緑被率」と「緑視率」の定期的な調査を行い、目標を管理しながら取り組んでいる。「緑被率」については、平成24年度に調査を実施した。「緑視率」については、平成25年度に調査結果がまとまる予定である。</p>	
	<p>【新たな取り組みを行った事業】</p>	
<p>③ 緑化推進のための有効な方策の検討について</p>		
取り組み	<p>平成24年4月に「みどりのまちなみ緑化助成要綱」を改正した。助成を受けられる間口を広げ、助成制度の利用の拡大を図っている。</p> <p>緑のコミュニティづくり講座やCIGビジョン推進キャンペーンを開催し、民有地(ベランダ等)の緑化推進を図っている。また区民が主体的に緑化を進めるよう誘導する。</p>	
	<p>【新たな取り組みを行った事業】</p>	
<p>④ 緑化の推進にあたり、目指すべき目標の明確化について</p>		
取り組み	<p>目指すべき目標を明確にするため、CIGビジョンを策定した。緑被率と緑視率の目標数値だけでなく、江東区ならではの「緑を育む文化」の創造、「緑に親しむライフスタイル」の定着、区民・事業者・行政が一体となった推進によりCIGを実現するための取り組みの一つとして、平成25年度よりオンラインフォトコンテストを実施している。</p>	
	<p>【新たな取り組みを行った事業】</p>	
<p>⑤</p>		
取り組み		
	<p>【新たな取り組みを行った事業】</p>	

1 施策が目指す江東区の姿

区民一人一人が環境保全を意識した取り組みを行っています。また、区民・事業者・区が連携し、地域が一体となって、快適な環境を実現しています。

2 施策を実現するための取り組み

①環境意識の向上	区民に対し、環境問題に関する啓発や情報発信を行います。また、区独自のエコポイント制度の導入や環境家計簿の普及に取り組みます。
②計画的な環境保全の推進	二酸化炭素(CO ₂)削減量の具体的な数値目標を掲げる等、地球温暖化対策に重点を置いた環境基本計画を策定します。また、計画の実現に向けて、区民・事業者・区がともに二酸化炭素(CO ₂)の削減に取り組みます。
③公害等環境汚染の防止	区民・事業者に対して公害防止のための必要な調査・指導・助成を行います。

3-1 施策に影響を及ぼす環境変化(法改正・規制緩和・社会状況等)

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> H21年4月「改正省エネ法」及び「改正温対法」が施行。同年4月都条例が改正され「キャップ&トレード」を導入。 H22年3月「江東区環境基本計画」及び「KOTO低炭素プラン」策定 H22年4月から土壤汚染対策法が改正施行され、土壤汚染対策が強化された。 微小粒子状物質(PM2.5)に関する大気環境基準及び注意喚起の暫定指針値が示された。 H19に批准された京都議定書の第一約束期間がH24末で終了。日本は第二約束期間について不参加を表明し、CO₂排出量削減については、自主的な削減努力を継続することになった。 H21に国際的に公約された「2020年までに1990年比温室効果ガス25%削減」目標を、ゼロベースで見直す方針がH25年1月に表明された。 	<ul style="list-style-type: none"> IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の科学的知見などによれば、地球温暖化は現に進行しており、このまま放置した場合には、私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが予測される。 大気、水質、土壤汚染等の環境保全対策がますます重要課題となり、環境保全行政を行ううえで区の役割が増大する。 東日本大震災に伴う原子力発電所の事故の影響により、エネルギー政策は、大幅な方向転換を迫られており、再生可能エネルギーの普及促進施策が急速に推進されている。 国の施策について、新たなCO₂削減目標とそれを実現するための施策の方向性が検討される。

3-2 施策に関する区民要望・ニーズの変化

5年前から現在まで	今後5年間の予測(このままだとどうなるか)
<ul style="list-style-type: none"> 半数以上の区民が、環境に配慮した行動に取り組んでいる(H24年度区民アンケート調査)。 本区人口の増加や生活様式の多様化に伴い、快適な大気、水環境等を求める区民要望が増加している。そのため都市における良好な環境保全の取組みが求められている。 東日本大震災以後、放射線レベルや被災地の災害が受け入れ、節電等、環境対策に対する区民意識が高まってきている。 震災後の電力不足を契機として、電力に依存した生活の見直しや交通手段の省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用等、これまでのライフスタイルの転換を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 江東区域のCO₂排出量は、産業部門からの排出量が減少する一方で、業務(オフィスビル等)・家庭・運輸部門では増加傾向にある。今後も人口・世帯数の増加、商業施設・オフィスビル等の増加が見込まれることから、CO₂排出量の大幅な増加が予想される。 安心・安全と快適環境への対応を求める区民意識が増大するとともに、区民や事業者への環境情報の提供が、これまで以上に求められてくる。 震災後、区民・事業者に省エネ意識が根づいており、節電について継続的な運用改善が実施されているため、今後は設備更新について更なるインセンティブを働かせる必要がある。

3-3 国・都などの方針・基準等に基づき実施するため区の権限が限定的な事業

4 施策実現に関する指標		単位	現状値 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	目標値 26年度	指標 担当課
10	環境に配慮した行動に取り組む区民の割合	%	51.7	49.1	55.1	53.7			60	温暖化対策課
11	環境学習情報館「えこっくる江東」利用者数	人	22,404 (20年度)	31,385	33,373	32,155			27,000	温暖化対策課
12	江東区の二酸化炭素(CO ₂)削減量の目標値を知っている区民の割合	%	—	15.7	16.0	14.4			50	温暖化対策課
13	大気の環境基準達成割合(二酸化窒素(NO ₂))	%	100 (20年度)	100	100	100			100	環境保全課
	大気の環境基準達成割合(浮遊粒子状物質(SPM))	%	100 (20年度)	100	100	100			100	環境保全課
14	河川水質(BOD)の環境基準達成割合	%	100 (20年度)	100	100	100			100	環境保全課
15	道路交通騒音の環境基準達成割合(昼間)	%	65 (20年度)	68	70	69			80	環境保全課
	道路交通騒音の環境基準達成割合(夜間)	%	40 (20年度)	42	45	38			60	環境保全課

5 施策コストの状況

	24年度予算	24年度決算(速報値)	25年度予算	26年度予算	
トータルコスト	230,054千円	208,494千円	238,410千円		
事業費	70,064千円	59,640千円	72,122千円		
人件費	159,990千円	148,854千円	166,288千円		

6 一次評価《主管部長による評価》

(1) 施策における現状と課題

◆区民や事業者が、環境問題に関する情報の共有化を図るために、区民各層を対象とした環境教育プログラムを実施していくことが必要である。◆区民や事業者の環境保全活動の促進には、各主体がそれぞれの立場で活動に取り組むことはもとより、区民・事業者・区の三者が連携した取り組みを行うことがより効果的である。◆区民や事業者とのパートナーシップをさらに強化するため、地域協議会などの組織づくりも含めて、環境保全活動の促進を図る必要がある。◆環境への関心が高まる中で、環境に配慮した持続的な区民等の行動を担保するため、環境情報の提供と環境学習の充実が求められている。◆平成24年度から環境学習情報館管理運営見直し検討会を設置し、事業の見直しを行っている。◆大気環境については、光化学オキシダントの環境基準の早期達成、21年度に環境基準が設定された微小浮遊粒子状物質への対応が課題である。水環境については、快適な河川環境を求める要望が大きく、要望を実現することが課題である。道路交通騒音については、騒音の要因が多様なため、道路管理者や警察等との連携が必要であり、区の対応が限られることが課題である。◆東日本大震災後、火力発電による供給依存度の高まりにより、CO₂排出量の大幅な増加が危惧されるため、区民・事業者のさらなる環境意識の向上や、区民・事業者・行政が協力して環境保全の活動を進展させる必要がある。◆東日本大震災後の電力需給状況の変化を踏まえ、中長期的な温暖化対策を視野に入れた施策の検討が必要である。◆国のCO₂削減目標撤回後の新たな設定について、国・都の動きを注視とともに、区の地域特性に応じた区独自の目標設定について検討する必要がある。また、発電源の供給依存度の変化により、CO₂排出係数が大きく上昇しているため、目標値の設定にあたっては留意する必要がある。

(2) 今後5年間の施策の取り組みの方向性

◆区民がより簡易に環境情報を入手できる仕組みをつくり、環境情報提供の充実を図ることで、区民・事業者の自発的な活動につなげられるようとする。◆多様化、複雑化する環境問題について、限られた予算と人員の中で効率的に対応する。区民、都、関係機関との連携を重視する。◆環境学習情報館「えこっくる江東」を拠点に、次世代層を対象とした体験型の環境学習の場・機会の提供などをはじめ、積極的に環境活動に取り組める人材の育成などに重点をおいて、一層の環境教育の拡充を進める。◆環境施策の目標達成に向けた具体的な行動を企画、立案、実行する場として、区民・事業者・区による「江東エコライフ協議会」を運営する。◆再生可能エネルギー設備や高効率な設備機器の導入、設備機器の効率的運用等、節電対策の促進や新たな交通手段の推進等、区民・事業者のライフスタイルの転換に向けた支援を行う必要がある。◆平成27年度の「環境基本計画」の改訂にあたっては、新たな目標値の設定や、区の地域特性や区民・事業者のニーズに応じた区独自の施策について検討する必要がある。◆環境学習情報館の管理・運営にあたっては、事業の目的・目標・評価指標を明確化し、より効率的で効果的な事業運営を実施する。

行政評価(二次評価)結果への取り組み状況

施策 3 地域からの環境保全

主管部長(課) 環境清掃部長(温暖化対策課)
関係部長(課) 環境清掃部長(環境保全課)

行政評価(二次評価)結果

【平成23年度】

・環境問題に関する区民・事業者への啓発について、目的・効果・対象を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討するとともに、より効果的・効率的な方策を検討する。また、その取り組みによる成果を客観的に把握する仕組みづくりに取り組む。【環境清掃部】

・「江東エコライフ協議会」を活用し、環境施策の目標達成に向け区民・事業者・区が一体となって行う取り組みを着実に実施する。【環境清掃部】

【平成24年度】

・環境問題に関する区民・事業者への啓発について、目的・効果・対象を精査した上で既存事業の整理・見直しを検討するとともに、より効果的・効率的な方策を検討する。また、その取り組みによる成果を客観的に把握する仕組みづくりに取り組む。【環境清掃部】

・「江東エコライフ協議会」を活用し、環境施策の目標達成に向け区民・事業者・区が一体となって行う取り組みを着実に実施する。【環境清掃部】

これまでの取り組み状況					
① 区民・事業者への啓発における、既存事業の見直しとより効率的な施策の検討について					
取り組み	家庭でのCO2排出量の見える化を行う「環境家計簿運営事業」を見直し、具体的な設備更新等の取り組みを財政的に支援し、より実効性のある「(仮称)江東区エコポイント制度事業」を平成25年度から試行実施することとした。				
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
	(仮称)江東区エコポイント制度事業	江東区環境家計簿運営事業			
	② 区民・事業者への啓発における、既存事業の見直しとより効率的な施策の検討について				
取り組み	都の省エネ無料診断制度が中小事業者を対象として加えたため、「省エネ無料診断事業」を廃止し、より実効性のある「(仮称)江東区エコポイント制度事業」の試行実施を行う。				
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
	(仮称)江東区エコポイント制度事業	省エネ無料診断事業			
取り組み	③ 区民・事業者への啓発における、既存事業の見直しとより効率的な施策の検討について				
	再生可能エネルギーについての区民への啓発施設として、マイクロ水力発電設備の設置可能性を検証する。				
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
	マイクロ水力発電設備設置調査事業				
取り組み	④ 区民・事業者への啓発における、既存事業の見直しとより効率的な施策の検討について				
	平成24年度から環境学習情報館管理運営見直し検討会を設置し、現在事業の見直しを行っている。				
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
		環境学習情報館管理運営事業			
⑤ 啓発事業の取組成果を客観的に把握する仕組みづくりについて					
取り組み	「(仮称)江東区エコポイント制度事業」の試行実施において、区民・事業者の取り組みによるCO2削減量を算出し、事業成果を検証する。				
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
	(仮称)江東区エコポイント制度事業				
取り組み	⑥ 「江東エコライフ協議会」を活用した区民・事業者・区が一体となって行う取り組みの実施について				
	「江東区エコポイント制度」について、エコライフ協議会を運用主体として、制度の運用・改善を行っていく。				
	【新たな取り組みを行った事業】	【見直した事業】			
	(仮称)江東区エコポイント制度事業				